

食品安全情報（化学物質） No. 1/2019 (2019.01.09)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 FDA はヒト食用のヘンプ種子由来成分についての3つのGRAS通知に対応

Fresh Hemp Foods 社から出された次の3つの「一般的に安全と認められる (GRAS)」通知、外皮を除去したヘンプ種子 (GRN765)、ヘンプ種子プロテインパウダー (GRN771)、ヘンプ種子オイル (GRN778)、について米国食品医薬品局 (FDA) からの異論はない。

ヘンプは *cannabis (Cannabis sativa L.)* と定義され、大麻 (マリファナ) と同じ種に由来するが、種子そのものには精神活性物質テトラヒドロカンナビノール (THC) は含まれない。GRAS 通知の対象となるヘンプ種子由来成分には、収穫や加工の際に種子が植物の他の部位に接触することによって由来する THC と CBD は痕跡程度しか含まれない。この GRAS の結論は食品への THC と CBD の添加に関する FDA の立場には影響しない。添加は法により禁止されている。

【FSAI】 CBD オイルとヘンプオイル—法的地位

CBD オイルとヘンプオイルに関する Q&A をアイルランド食品安全局 (FSAI) が公表した。ヘンプ (*Cannabis sativa L.*) の種子や他の部位のコールドプレスによって得られるヘンプオイルは 1997 年以前に相当量の食経験があるため新規食品には該当しないが、他の抽出・精製法により製造されたオイルは新規食品に該当し、EU による認可が必要となる。EU 域内で栽培が認められているヘンプは THC 含有が 0.2% を超えないものとされている。

*ポイント： 海外ではアサ (*Cannabis sativa L.*; 大麻草) のうちカンナビノイド含量が少なく工業用に栽培されるものをヘンプ (hemp) として区別して扱っている場合があり、ヘンプの種子やヘンプから得られるオイルについて食品分野でも関連記事が発表されています。

【WHO】 この新年の健康的食事のための5つのコツ

健康的でバランスのとれた食生活は 2019 年以降も多くの利益をもたらすだろう。健康的な食生活の具体的な構成成分は年齢や運動量、住んでいる地域で入手可能な食品の種類など、いろいろな要因に依存する。しかしより健康で長生きするのに役立つ、文化を超えたいくつかの共通のコツがある。

- ・いろいろな食品を食べる
- ・減塩
- ・ある種の油脂の使用を減らす
- ・砂糖の摂取量を減らす
- ・有害飲酒を避ける

【おまけ】 新年のご挨拶

2019 年最初の号です。今年の心構えとして WHO がすすめる健康的な食事の基本原則 5 つをご紹介します。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. この新年の健康的食事のための 5 つのコツ

[【FAO】](#)

1. Codex：国連が世界食品安全デーを宣言

[【EC】](#)

1. ニュースレター
2. 査察報告書
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. ヘキサン抽出によるヒマワリ粕のダイオキシン類及び PCBs の除去工程を評価するための科学的支援
2. 飼料添加物関連
3. 農薬関連

[【FAI】](#)

1. CBD オイルとヘンプオイル—法的地位
2. Piacelli Citrilemon 濃縮レモン果汁に表示されない二酸化硫黄

[【FDA】](#)

1. FDA はヒト食用のヘンプ種子由来成分についての 3 つの GRAS 通知に対応
2. 豆をこぼす（秘密を漏らす）：どのくらいのカフェインがとりすぎ？
3. 食べるべきか食べるべきでないか：食品の装飾製品は安全でない可能性がある
4. FDA は栄養とサプリメントの成分表示の技術的改訂に統一の法令遵守日を発表
5. 抗菌剤管理が改善したことを反映する食用動物への抗菌薬の販売/配布が低下しているという FDA の 2017 年の報告についての Scott Gottlieb 長官の声明

[【USDA】](#)

1. FSIS は公衆衛生を守るために達成したことを強調
2. USDA は 2017 年次農薬データ計画要約を発表、米国の食品は世界で最も安全なもののひとつ

[【NIH】](#)

1. 消費者向けファクトシート更新
2. The Scoop 消費者向けニュースレター- 2018 冬
3. 研究が赤肉を頻繁に食べることは心疾患に関連する化学物質の濃度が高いことを関係づける

[【CPSC】](#)

1. GNC は子どもが開けられない基準に従わない Women's Iron Complete サプリメントをリコール；中毒リスク

[【CFIA】](#)

1. カナダ人のための安全な食品規制

[【FSANZ】](#)

1. 食品基準通知

[【TGA】](#)

1. 安全性警告

[【MPI】](#)

1. 貝のバイオトキシン警告—Granville Point and Cape Karikari

[【香港政府ニュース】](#)

1. マスタード漬けに基準超過の保存料が検出され、食品表示規則に違反
2. 包装済みオート麦ラップサンド生地に許可されない保存料が検出された
3. ハスの実キャンディに基準超過の保存料が検出された

4. 乾燥エビと生の豚肉に二酸化硫黄が含まれることを確認

5. 違反結果

【[FSSAI](#)】

1. ガイダンスノート No.7 「照射食品は安全：その周辺の神話を否定する」

2. 中国からの乳及び乳製品の輸入禁止に関連する文書

【[その他](#)】

・(EurekAlert) 伝統薬の研究はサハラ以南のアフリカで現代医薬品があるにもかかわらず使用が多いことを発見

● 世界保健機関 (WHO : World Health Organization) <http://www.who.int/en/>

1. この新年の健康的食事のための5つのコツ

5 tips for a healthy diet this New Year

20 December 2018

<https://www.who.int/news-room/feature-stories/detail/5-tips-for-a-healthy-diet-this-new-year>

あなたの新年の誓いがどのようなものであろうと、健康的でバランスのとれた食生活は2019年以降も多くの利益をもたらすだろう。我々が飲み食いするものは人体の感染症と闘う能力に影響し、人生の後期に肥満や心疾患、糖尿病、各種がんなどの健康問題の発生に影響する。

健康的食生活の具体的な構成成分は年齢や運動量、住んでいる地域で入手可能な食品の種類などのようないろいろな要因に依存する。しかしより健康で長生きするのに役立つ、文化を超えたいくつかの共通のコツがある。

- ・ いろいろな食品を食べる
- ・ 減塩
- ・ ある種の油脂の使用を減らす
- ・ 砂糖の摂取量を減らす
- ・ 有害飲酒を避ける

●国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）

<http://www.fao.org/>

1. Codex：国連が世界食品安全デーを宣言

The UN proclaims World Food Safety Day!

20/12/2018

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1175473/>

本日、国連総会で世界食品安全デーが決議された。2019年以降、毎年6月7日は安全な食品の利益を祝う日とする。世界食品安全デーは、全ての人達にとって、当然だと思っ
ていることにしばし考えるチャンスとなるだろう。

Codex コミュニティは事務局を中心として2018年9月17日からツイッター上でビデオ
キャンペーンを実施し、100を超えるビデオや写真、メッセージを受け取った。

* Support World Food Safety Day

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/WFSD/en/>

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. ニュースレター

Edition 45 - December 2018

https://ec.europa.eu/newsroom/sante/newsletter-specific-archive-issue.cfm?archtype=specific&newsletter_service_id=260&newsletter_issue_id=12529&page=1&fullDate=Thu%2020%20Dec%202018&lang=default

（一部抜粋）

- ・ 加盟国はトランス脂肪酸を減らすための委員会提案を支持：食品に含まれる工業的に生産されたトランス脂肪の使用について最大基準値を設定するという委員会提案が承認された。今後、議会が文書案を作成し、2019年春までに規則の最終採択を諮る。最大基準値案は、消費者に提供される最終的な食品（製品）の脂肪100gあたりトランス脂肪2g。

2. 査察報告書

- 管理団体ーケニアで運営する認証管理団体が適用するオーガニック製品基準及び管理手段

Control Body – Organic production standards and control measures applied by a recognised Control Body operating in Kenya

22/11/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4068

2018年4月13～25日にケニアで実施した、管理団体(CB)が適用するオーガニック生産基準と管理措置を評価するための査察。管理団体には適切なよい管理システムの要素があるが、査察中に、不十分なリスク評価、管理及びサンプリング計画に関連して非常に多くの欠点を確認された。管理者の管理実績はサンプリングと同様に効果がない。この管理システムは、管理団体基準に必要な資格をすべて満たした製品だけがオーガニックとして認定されていることを保証できない。

● キプロス—国内監査制度

Cyprus – National Audit Systems

27/11/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4069

2018年5月2～8日にキプロスで実施した、食品及び飼料の法律、動物の健康と福祉の規則の遵守を検証する公的管理システムを評価するための査察。査察の範囲は農業部門と医療及び公衆衛生サービス部門である。獣医療サービス以外の管轄機関は、大部分対処し、適切に監査体制が配備されている。いくつかの弱点が確認されたものの、一般に信頼できる監査結果を出している。監査は、監査される側に受け入れられ、高評価され、透明性のある方法で計画されている。農業・農村開発・環境省の内部監査団体(IAB)と健康省の内部監査サービス(IAS)の両監査団体は監査機能や監査役の独立性を概ね確認しているが、独立性の脅威となりうる同定を容易にするための特別な取り決めはされていなかった。IABは、十分だがIABの品質管理システムに関連する側面に焦点を絞った詳細調査のための特別な取り決めを導入した。管轄機関には監査計画の適切な協力手段がなく、それにより監査制度を改善するための関連情報や経験を交換する機会を逃している。

● オーストリア—輸入管理システム

Austria—Import control system

12/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4073

2018年5月22～28日にオーストリアで実施した、生きた動物の積送品の輸入や、動物と非動物由来製品についての公的管理の実行を評価するための査察。動物、食品、飼料の輸入についての公的管理の枠組みが、関係当局内や当局間の効率的な協調や協力を円滑にしていることが査察で分かった。非動物由来製品の貿易管理及び専門家システム(TRACEs)の使用は、EU規則の要件以上で、EU域のトレーサビリティに貢献している。生きた動物の輸入及び、動物と非動物由来の飼料と食品の管理は、おおむねEU規則に従

っている一方、生きた動物と動物由来製品の積送品に行われる文書検査の欠点が、適切な積送品だけが BIPs 経由で EU に輸入されているという保証を弱めている。この欠点が監視システムで適切に検出されていなかった。

- **マルター—生きた動物と動物製品の残留物と汚染物質**

Malta—Residues and contaminants in live animals and animal products

12/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4072

2018年2月19～23日にマルタで実施した、生きた動物と動物製品の動物用医薬品、農薬、汚染物質の残留モニタリングや、直接あるいは環境を通してヒトと動物どちらに対しても許容できるレベルにリスクを予防、排除、低減する観点から、食料生産動物の動物用医薬品使用についての公的管理の効果を評価するための査察。査察は EU 要件を実行するための法律および行政上の手段や、管轄機関の行動に焦点を当て、前回 2011 年の査察の修正行動にも注意が払われた。残留モニタリング計画は適時行われている。検査機関ネットワークの実績の信頼性に管轄機関は自信を持っている。2017 年のサンプルの検査の過度の遅れは、実質上、残留モニタリング計画の効果を弱めている。2018 年に分析されたサンプルでも、時間に依存した検査対象の不安定性により結果が無効となり、違反が見つかったとしても、サンプリングと分析の遅延が残留の原因同定や効果的なフォローアップ調査に影響している。動物用医薬品の認可、流通、使用に関して EU の要件は満たされているものの、査察チームが訪れた現場の調査結果に基づき、動物用医薬品の流通と使用の公的管理は改善できた。

- **スウェーデン—動物由来食品、特に生鮮肉とその製品**

Sweden—Food of animal origin, in particular fresh meat and products thereof

19/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4077

2018年3月6～16日にスウェーデンで実施した、哺乳動物の生鮮肉生産とその製品の公的管理システムを評価するための査察。前回の査察の赤身肉とその製品への助言に対する管轄機関のフォローアップ行動を評価した。公的管理の責任の再編と再帰属を行うことで公的管理の強化、均一につながり、改善が見られた。しかし様々な欠点が確認され、公的管理システムは完全には信頼できず、法令違反が検出され保証は十分でない。と殺場の処理能力が低く検視の遅れの問題に対処するための国家措置を講じないことをスウェーデンは決定している。結果として、現在の慣習は EU 法を違反し続けている。

- **スペイン—遺伝子組換え生物**

Spain—Genetically modified organisms

13/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4076

2018年6月19～27日までスペインで実施した、環境と栽培への慎重なリリースを含めた、遺伝子組換え生物（GMOs）を含む、から成る、で生産された、食品、飼料、種子の公的管理システムを評価するための査察。スペインはGMOsの公的管理システムをよく組織化している。故意のリリースや栽培を含む全分野でGMOs管理を実施するリソースが割り当てられていて、新しく統一した故意のリリースへの管理計画はこれらの管理をさらに強化することが予想される。管理の優先順位は適切でリスクに基づいている。しかし、訪問した自治コミュニティの1つで食品のサンプリングがされておらず、EUの要求に従っていない。市販されている食品と飼料に特定のGMイベントの法令違反があることが公的管理で検出されず、リスクとなっている。

- **スペイン—農薬の持続可能な利用**

Spain—Sustainable use of pesticides

21/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4078

2018年1月23日～2月2日にスペインで実施した、農薬の持続可能な利用を達成するための関連手段の実行を評価するための査察。スペインは、EC指令2009/128/ECの要求や、2012年11月の国家行動計画の評価で保健衛生・食の安全総局が確認した多くの弱点に対処する行動をとっている。2017年11月に採用された改訂国家行動計画は、全体的な定量目標、リスク削減のための測定可能な目標、農薬利用の影響が欠けており、この指令の要求を満たしていない。これでは、目標の達成に向けた改善を示せない。管理者の教育や農薬散布機器の検査など適切なしっかりとした堅固なシステムがある一方で、この指令の要求を完全に満たしていない部分がある。一般人への情報提供手段、中毒事例の情報収集システム、総合的病害虫管理(IPM)の一般原則の実行の評価などである。

- **イタリア—オーガニック栽培**

Italy—Organic Farming

21/12/2018

http://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4079

2018年6月5～13日にイタリアで実施したオーガニック栽培とオーガニック製品の表示について管理評価するための査察。2013年に実施した査察後の助言を十分に扱い、残りの助言を終わらせる修正行動を引き続き効果的に行っていることも確認している。オーガニック生産を高める、統一した管理を目的とした新しい国家規定の発効など多くの改善が目されている。管轄機関が実施する年次監視は欠点を検出する能力がある。しかし、深刻な不正の検出ですぐに通知することを求められておらず、管理団体が行うフォローアップと法令違反の管理者に対して取られる手段は必ずしも満足のいくものではない。

3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2018年第51週～第52週、2019年第1週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

* RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

スペイン産精製グレープシードオイルのグリシジルエステル類(1120 µg/kg)、スペイン産原料チリ産塩水入りチルド加工済メカジキロインの水銀(1.53 mg/kg)、デンマーク産塩水入りチルド海老の亜硫酸塩非表示(28 mg/kg)、ドイツ産原料ポーランド産アプリコットカーネルのシアン化合物高含有(1791 mg/kg)、フランス産有機ソバ粉のアトロピン(53 µg/kg)及びスコポラミン(20 µg/kg)、中国産竹製テーブルウェアセットからのホルムアルデヒド(333 mg/kg)およびメラミン(7 mg/kg)の溶出、オーストリア産刻みオレガノのピロリジジナルカロイド(11700 µg/kg)、ドイツ産原料トルコ産刻みオレガノのピロリジジナルカロイド(32400 µg/kg)、中国産クロレラのベンゾ(a)ピレン(328.7 µg/kg)及び多環芳香族炭化水素(PAH4の合計:1593.3 µg/kg)、スペイン産オレンジのテブコナゾール(1.3 mg/kg)、ペルー産チリ経由生食用ブドウのエテホン(1.5 mg/kg)、中国産オランダ経由飼料用トウモロコシグルテンのアフラトキシン(B1 = 34 µg/kg)、デンマーク産英国経由有機紅麹からのモノコリンKの高摂取量(一日摂取量: 10 /mg)、ドイツ産原料スイス産フードサプリメントの未承認物質塩素酸塩(26.3 mg/l)、韓国産乾燥海藻のヨウ素高含有(261 mg/kg)、産出国不明ドイツ経由竹製カップからのホルムアルデヒドの溶出(164; 224; 163; 134; 226; 152 mg/kg)、イタリア産チルド鹿肉の鉛(2.7; 2.2; 0.71 mg/kg)、ニカラグア産リトアニア経由ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 4.3 µg/kg)、イタリア産オーストリア経由レモン濃縮果汁の亜硫酸塩非表示(91 mg/l)、英国産冷凍調理済カニの亜硫酸塩非表示(99 mg/kg)、イラン産ドイツ経由殻剥きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 60; Tot. = 71 µg/kg)、ウズベキスタン産スロバキア経由レーズンのオクラトキシン A (66.5 µg/kg)、トルコ産赤パプリカ粉の未承認着色料スーダン 1 (1142 µg/kg)及びスーダン 4 (330 µg/kg)、中国産オランダ経由乾燥クコの実の未承認物質カルボフラン(0.17 mg/kg)、ベルギー産梅酒のカルバミン酸エチル(11.375 mg/kg)、産出国不明デンマークで包装した煎った塩味ピスタチオのオクラトキシン A (96 µg/kg)、米国産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 21; Tot. = 24 µg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

インド産飼料用黄色キビのクロルピリホス(0.37 mg/kg)、フランス産チルドサバのヒスタミン(410 mg/kg)、スペイン産チルドメカジキ丸体の水銀(2.2 mg/kg)、米国産亜塩素酸ナトリウム溶液の未承認食品添加物亜塩素酸ナトリウム、スペイン産解凍メカジキロインの水銀(1.3 mg/kg)、ポーランド産燻製豚の骨付きばら肉の多環芳香族炭化水素(33.6 µg/kg)、ルーマニア産チルド馬肉のカドミウム(0.27 mg/kg)、アルバニア産リンゴのジメトエート(0,04 mg/kg)および未承認物質オメトエート(0,025 mg/kg)、米国産フードサプリメント RoxyLeanの摂取によるニコチン酸過剰摂取リスク(30 mg/item)及び未承認新規食品成分ヨヒンベ樹皮抽出物(存在)、ポーランド産飼料用ルーピン(ハウチワマメ)のピリミホス-メチル(0.030 mg/kg)、英国産ハーブティーの未承認販売(薬用ハーブ)、スロベニア産原料ハンガリー産チルド鹿のゲーラッシュの鉛(0.568 mg/kg)、フランス産チルドマグロのヒスタミン(468 mg/kg)、レバノン産酢漬けのカブの未承認着色料ローダミンB、ポーランド産フードサプリメントの未承認物質マンガングリシンキレート及び鉄グリシンキレート、2,4-ジニトロフェノール(DNP)のオンライン販売、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

台湾産オランダ経由チリオイル入りガラス瓶の蓋からのエポキシ化大豆油(ESBO)の溶出(120 mg/kg)、イタリア産ビール味スプレッドのソルビン酸カルシウム(E203)の未承認使用、米国産英国経由フードサプリメントの未承認物質硫酸バナジル、ベルギー産アナログチーズ(チーズに似せた食品)のソルビン酸(E200) (1288 mg/kg)未承認及び未承認成分(竹繊維)、英国産中国で製造した鉄製フライパンからのヒ素(0.008 mg/l)・カドミウム(0.142 mg/l)・アルミニウム(11.3 mg/l)及びリチウム(7.45 mg/l)の溶出、スペイン産アーモンドの未承認物質テトラメトリン(0.065 mg/kg)、インド産スウェーデンで包装した原料英国産の有機インドセンダン粉(*Azadirachta indica*)の未承認販売、中国産オランダ経由有機ヒマワリレシチン及び有機大豆レシチンの多環芳香族炭化水素(16.8 µg/kg)、米国産フードサプリメントの未承認物質ヨヒンビン、中国産ドイツ経由ラプサンスーション茶の未承認物質アントラキノン(0.12 mg/kg)、中国産鶏肉風味油漬豆腐入りガラス瓶の蓋からのエポキシ化大豆油(ESBO)の溶出 (94 mg/kg)、オランダ産ハッシュチョコレートクッキーの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD) (1.441 mg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

中国産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 21.2; Tot. > 24 µg/kg)、シリア産殻付きピスタチオのアフラトキシン(B1 = 73.8; Tot. = 79 µg/kg)、トルコ産サルタナレーズンのオクラトキシン A (14.6 µg/kg)、エジプト産殻付きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 37.7; Tot. = 44.3 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2622 mg/kg ; 2716 mg/kg ; 2626 mg/kg)、トルコ産生鮮オレンジのエスフェンバレレート(0.187 mg/kg ; 0.148 mg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン(B1 = 199; Tot. = 209 µg/kg ; B1 = 52.2; Tot. = 59.4 µg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 13.7; Tot. = 22.7 µg/kg ; B1 = 13; Tot. = 17 µg/kg ; B1 = 6.3; Tot. = 9.1 µg/kg ; B1 = 10.59; Tot. = 18.66 µg/kg ; B1 = 5.5; Tot. = 12 µg/kg)、エジプト産殻剥きピーナッツのアフラトキシン(B1 = 4.7 µg/kg)、香

港産ナイロン製台所用品からの一級芳香族アミンの溶出(アニリン 0.025, 4,4'MDA 0.033 mg/kg)、中国産鉄製肉挽き機からのクロム(0.6 mg/l)とマンガン(29.1 mg/l)の溶出及び高濃度の総溶出量(2084 mg/dm²)、ジョージア産ヘーゼルナッツ穀粒のアフラトキシン(B1 = 47.6; Tot. = 54.8 µg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2326 mg/kg ; 2820 mg/kg)、トルコ産ピスタチオ穀粒のアフラトキシン(B1 = 14.56; Tot. = 21.44 µg/kg)、米国産アーモンドのアフラトキシン(B1 = 92; Tot. = 110 µg/kg)、中国産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 13,3; Tot. = 14,7 µg/kg)、中国産鉄製電子レンジのグリルからのニッケルの溶出(0.8 mg/kg)、トルコ産オレンジのエスフェンバレレート(0.254 mg/kg ; 0.182 mg/kg)、フィリピン産インスタント麺の着色料タートラジン(E102)の未承認使用、トルコ産サルタナレーズンのオクラトキシン A(14.20 µg/kg)、ロシア産フードサプリメントの未承認照射、中国産メラミン製テーブルウェアからのホルムアルデヒドの溶出(141.2 mg/kg)、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2206 mg/kg)、中国産台所用品からのホルムアルデヒドの溶出(172,5 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのオクラトキシン A (27.7; 189 µg/kg)、トルコ産種なしレーズンのオクラトキシン A (11.7 µg/kg)、アルゼンチン産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 5.6; Tot. = 33 µg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. ヘキサン抽出によるヒマワリ粕のダイオキシン類及び PCBs の除去工程を評価するための科学的支援

Scientific assistance to assess the detoxification process for dioxins and PCBs in sunflower cake by hexane extraction

EFSA Journal 2018;16(12):5398 19 December 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5398>

緊急時において、ヘキサン抽出によりヒマワリ粕からダイオキシン類及び PCBs を除去する工程について、EFSA は欧州委員会から科学的支援を要請された。この工程は DL- や NDL-PCBs と同様にダイオキシン類 (PCDDs と PCDFs) を除去するためにヒマワリ粕からヒマワリ油のヘキサン抽出を伴う。申請者が提出したデータから、この工程の有効性、残留溶媒がないことに関して、またこの工程がこの製品の性質や特性に有害影響を与えないことを論証する情報について評価した。提出されたデータによると、この工程は元のヒマワリ粕より PCDD/Fs、DL-PCBs 及び NDL-PCBs (6 指標の PCBs)の濃度を約 90%低減化したヒマワリミールを生産するのに効果的である。この工程を用いてこれらの汚染物質を現在の EU の最大基準値に合わせることは可能だとデータは示している。ハザード物質

(すなわちヘキサソ)は最終製品に残りそうもない。ヒマワリ粕からオイルを抽出することでヒマワリミールが作られ、それには元のヒマワリ粕とは異なる栄養素と栄養価が含まれているが、飼料への使用量や含まれる量に特別な制限はなく動物栄養への利用には適している。原油は、この油の加工から生じる副産物と同様に、技術的目的にしか利用できないと申請者は説明した。ヘキサソの廃棄や再利用に関する情報は出されていない。EFSAは、ヒマワリミールを作るために溶媒抽出の方法でヒマワリ粕から PCDD/Fs と PCBs を取り除くために提案した除去工程は、EU 委員会規則の許容基準を満たすと結論した。

2. 飼料添加物関連

全ての動物種の飲料水に使用するビタミン B2(リボフラビン 5'-リン酸エステルモノナトリウム塩)の安全性と有効性

Safety and efficacy of vitamin B2 (riboflavin 5' - phosphate ester monosodium salt) for all animal species when used in water for drinking

EFSA Journal 2018;16(12):5531 18 December 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5531>

この添加物は *Ashbya gossypii* で生産したリボフラビン源から得られる。この生産株の独自性や特性、遺伝子組換え微生物であるかどうかについての情報は出されていない。従って適切な情報がなく、この生産株の安全性評価を行うことはできない。リボフラビン 5'-リン酸エステルモノナトリウム塩「それ自体」は対象種、消費者、環境に安全だと考えられている。

3. 農薬関連

プロパニルの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance propanil

EFSA Journal 2018;16(12):5418 20 December 2018

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5418>

情報不足と懸念が確認された。

●アイルランド食品安全局 (FSAI : Food Safety Authority of Ireland)

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. CBD オイルとヘンプオイル—法的地位

CBD Oils and Hemp Oils - Legal Status

5/12/2018

https://www.fsai.ie/faq/cbd_oils_and_hemp_oils_legal_status.html

<訳注：ヘンプ hemp とはアサ (*Cannabis sativa* L.；大麻草)のうち、THC の含量が少ないものとして主として工業用に利用されているものの呼称。ここでは原文に合わせて hemp は「ヘンプ」、cannabis は「大麻」と区別して訳すことにした>

CBD オイルを販売しようと企画している？このオイルの中には、EU において食品やフードサプリメントとして販売許可されない形態のものがあることを知っていたか？

CBD オイルが溶媒や超臨界二酸化炭素抽出のような特殊な抽出方法を使用して抽出される場合、EU では販売することができない（例えばコールドプレス法のような単純な圧縮によって抽出される CBD オイルとは違って）。その CBD オイルがどのようにして抽出されたかを知っておくことはとても重要である。

これらのタイプのオイルは EU の認可が必要である。これらの製品を販売しようとする場合、新規食品として認可申請しなければならない。これは欧州委員会のウェブサイトから行うことができる。これは簡単な手続きではなく、認可が下りない可能性もあることを知っておくべきである。

新規食品とは何か？

新規食品は、1997 年 5 月 15 日以前に EU 市場にて相当量の使用経験がない食品や食品成分である。

なぜいくつかの CBD/ヘンプオイルは新規食品とみなされるのか？

一般的に言って、ヘンプ植物の種子や他の部位のコールドプレスによって得られるヘンプオイルは認可を必要としない。これは EU において 1997 年以前に相当量が消費されていたためである。（EU 新規食品カタログの *Cannabis sativa* L の項目を参照）

しかし、特定の抽出や精製技術で得られた CBD/ヘンプオイルには、好ましくない成分の増加があるかもしれないため、新規食品認可が必要とされる。典型的な例は、超臨界二酸化炭素抽出されるヘンプオイルである。

しかし CBD オイル抽出物はどこでも販売されているのを見るし、販売者から簡単に手に入れることができるのではないか？なぜ違法なのか？

これらの製品は認可なしに販売されてきたもので、販売許可はされていない。FSAI がそのような製品に気付くと、販売の状態に対処する。

なぜ特殊な技術を使用し抽出された CBD オイルを販売することが許可されないのか？

CBD のような、食品の特定成分を精製あるいは濃縮するため特殊な技術を使用する場合、消費者の健康にとって有害な可能性がある好ましくない物質もまた、濃縮される可能性がある。これらの技術を使用して採取する抽出物は、販売の認可がされる前に安全性を評価しなければならない。

どのように認可申請をするのか？

新規食品に関する情報と認可申請の提出の方法は欧州委員会ウェブサイトの新規食品セクションで入手できる。

ヘンプオイルと CBD オイルとは何か？

最近、例えばヘンプオイル、ヘンプシードオイル、カンナビジオールオイル、CBD オイル

ルあるいはCBDヘンプオイルなどの名前を持つたくさんの製品がアイルランドの市場に参入した。これらの製品はヘンプ植物 (*Cannabis sativa*) に由来する。これらは典型的には液体あるいはカプセルの形態のフードサプリメント (あるいはダイエタリーサプリメント) として販売される。オイルはヘンプ植物の種子あるいは他の部位のコールドプレスによってヘンプ植物から採取される。このオイルは天然に精神活性のない低濃度のカンナビジオール (CBD) を含む。CBD はまた、CBD 含有のより高い製品を作るためにヘンプから化学的に抽出することもできる。

ヘンプオイルあるいは CBD オイルに対する認可された健康強調表示はあるのか？

健康強調表示は特定の食品分類、特定の食品あるいは食品成分のひとつと健康の関係性を説明、示唆及び意味するあらゆる表示である。ヘンプあるいは CBD に関連する健康強調表示は、規則(EC) No 1924/2006 の下、使用を許可されていることはない。

ヘンプや CBD オイルについて医薬品表示はできるのか？

医薬品表示はヒトの疾患の予防、治療あるいは治癒を食品に起因するとするものである。食品に関して医薬品表示することは認められていない。それゆえ、「痙攣を治療する」、「がんを治す」、「不安を軽減する」あるいは「抗炎症の」といった表示を食品に表示したり言葉で言ったり、あるいはウェブサイト、ソーシャルメディア、リーフレットなどのような関連する販売資料に記載してはいけない。

薬物を含むあるいは医薬品表示をする製品は医薬品とみなされる。医薬品は医療製品規制庁 (HPRA) の権限範囲内にあり、アイルランドの市場に出る前に認可を得なければならない。

アイルランドではどこが医薬用途として CBD を認可するのか？

医療製品規制庁がアイルランドにおいて医薬品を認可する所轄機関である。医療製品規制庁の役割は、アイルランドにおいて、臨床的かつ科学的データに基づいて安全、効果がありかつ適切な品質である製品のみ医薬品として認められ販売されることを確実にすることである (医療製品規制庁の報告書 : *Cannabis for Medical Use - A Scientific Review* を参照のこと)。現在、アイルランドでは唯一の有効成分として CBD を含む認可された医薬品はない。結果的に、現在、消費者使用目的で販売されている CBD 製品は、医学的疾患またはそのような疾患に関連した症状の予防あるいは治療に対して認可されていない。

ヘンプを育てることは合法か？

はい、保健省の許可を得た上でヘンプ植物 (*Cannabis sativa*) の特定の種類は合法的に食品や飼料を含めた様々な使用目的で栽培されている。欧州で栽培が許可されているヘンプの種類は EU の「*Common Catalogue of Varieties of Agricultural Plant Species*」のリストにあり、テトラヒドロカンナビノール含有が 0.2%を超えないものである (Regulation (EU) No 1307/2013)。

THC とは何か？

大麻草は様々なカンナビノイドを含む。精神活性 (精神に影響を与える) のものもあれば、そうでないものもある。テトラヒドロカンナビノール (THC) あるいは、より正確に

例えば、デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール(Δ 9-THC)は、ヘンプ植物の精神活性成分である。THC は精神疾患に関連する症状を引き起こすことがあるので、THC を含む製品は1977年から2016年の薬物乱用法に従って厳しい規制を受ける。

EUにおいて、ヘンプ由来の食品中、及びヘンプ由来の飼料を与えられた動物由来食品中の Δ 9-THC、その前駆体及び他のカンナビノイドの存在は、欧州委員会勧告(EU)2016/2115に従って当局の規制の一環として監視されている。

2. Piacelli Citrilemon 濃縮レモン果汁に表示されない二酸化硫黄

Undeclared Sulphur Dioxide in Piacelli Citrilemon Lemon Juice Concentrate

Friday, 4 January 2019

https://www.fsai.ie/news_centre/allergen_alerts/lemon_juice.html

Piacelli Citrilemon (濃縮レモン果汁) にラベルに表示されない二酸化硫黄及び亜硫酸塩。製品の写真掲載あり。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. FDA はヒト食用のヘンプ種子由来成分についての3つのGRAS通知に対応

FDA Responds to Three GRAS Notices for Hemp Seed-Derived Ingredients for Use in Human Food

December 20, 2018

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm628910.htm>

<訳注：ヘンプ hemp はアサ (*Cannabis sativa* L. ; 大麻草) のうち、THC の含量が少ないものとして主として工業用に利用されているものの呼称。ここ FDA の記事では原文の内容に合わせて hemp は「ヘンプ」、cannabis 及び marijuana は「大麻」と区別して訳すことにした。>

Fresh Hemp Foods 社からの3つのGRAS通知：外皮を除去したヘンプ種子 (hulled hemp seed: GRN765)、ヘンプ種子プロテインパウダー(hemp seed protein powder: GRN771)、およびヘンプ種子オイル (hemp seed oil: GRN778)について異論はない。

米国では現在、ヘンプ種子とヘンプ種子由来成分を含む食品が販売されている。ヘンプ種子は *Cannabis sativa* の種子で、大麻 (マリファナ) と同じ種に由来するが、種子そのものには精神活性成分テトラヒドロカンナビノール (THC) は含まれない。これらのGRAS通知の対象となるヘンプ種子由来成分には、収穫や加工の際に種子が植物の他の部位に接触することに由来するTHCとCBDは痕跡程度しか含まれない。これらのヘンプ種子由来成分を食べることで「ハイ」になることはない。

GRASの結論は、通知と同じように製造されて成分規格に合致するなら他の企業が作っ

た成分にもあてはめることができる。これらの成分を含む製品には成分リストへの表示が必要である。

この GRAS の結論は食品への THC と CBD の添加に関する FDA の立場には影響しない。それは法により禁止されている。

- ・Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000765 (規格：THC ≤ 4 mg/kg)
- ・Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000771 (規格：THC ≤ 4 mg/kg)
- ・Agency Response Letter GRAS Notice No. GRN 000778 (規格：THC ≤ 10 mg/kg)

農業改善法への署名と大麻および大麻由来成分を含む製品に対する FDA の規制について、FDA 長官 Scott Gottlieb, M.D. の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D., on signing of the Agriculture Improvement Act and the agency's regulation of products containing cannabis and cannabis-derived compounds

December 20, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm628988.htm>

本日、Agriculture Improvement Act of 2018（農業改善法）が調印され法律となった。この新しい法律は、cannabis (*Cannabis sativa* L.) と定義され、精神活性物質デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール (THC) の濃度が極めて低い（乾燥重量ベースで 0.3%未満）大麻の類縁種であるヘンプの生産および販売に関する連邦政府の権限を変更するものである。変更点には Controlled Substances Act（規制物質法）からのヘンプの削除が含まれ、これによりヘンプが連邦法の下で違法な物質ではなくなった。しかし、公衆衛生を保護し促進するという FDA の取り組みは変わらない。重要なことは、この法律の成立によって、FDA がこれらの製品に対する規制の権限を持つことが明確になったことである。つまり、大麻や大麻由来の製品は他の FDA によって規制される製品と同じように扱われるということであり、同様の規制と要件の対象となる。FDA の要件がこれらの製品にどのように適用されるかをわかりやすくするため、ウェブに FAQ に対する回答を掲載している。今後、農業改善法およびこれらの製品の規制全般に関する質問に対応した更新を予定している。

大麻または大麻由来の物質を含む製品の急増を考慮し、FDA はこの分野における公衆衛生上の義務をより明確に果たし、消費者にリスクをもたらす可能性のある製品については綿密に精査する。危険があると判断した場合は、消費者に警告し執行措置を講じる。特に、カンナビジオール (CBD) または他の大麻由来の化合物を含むとする FDA 未承認の製品における医薬品表示の数に、引き続き懸念を抱いている。とりわけ、治療効果やその他の疾患対応を謳って市販されている大麻製品（ヘンプ由来またはその他）は、州間取引に導入される前にその用途に対して FDA の承認を得る必要がある。これはヒトまたは動物用の医薬品として販売されるあらゆる製品に対する基準と同じである。根拠なく治療効果を主張する未承認の製品を販売することは、法律に違反するだけでなく、安全性や有効性が証明されていないため患者を危険にさらす可能性もある。さらに、物質がヘンプ由来であるか

どうかにかかわらず、CBD または THC を含む食品を州間取引に導入すること、または CBD または THC 製品をダイエタリーサプリメントとして、またはそれに添加して販売することは FD&C Act の下で違法となる。これは、CBD と THC の両方が FDA 承認薬の有効成分であり、それらが食品やダイエタリーサプリメントとして販売される以前に臨床試験の対象であるからである。FD&C Act の下では、このような医薬品原料をフードサプライに導入したり、ダイエタリーサプリメントとして販売することは違法である。これはあらゆる医薬品の有効成分である物質を含む食品に一律に適用される要件である。

大麻および大麻由来の化合物を含むヒトや動物の治療用製品を合法的に州間取引に導入しようとする人には、それが可能な道がある。例えば、2018 年 6 月、FDA は大麻由来の CBD を含む医薬品 Epidiolex を承認した。これはてんかんに関連する発作を治療するための薬である。この承認は適切でよく管理された臨床試験に基づいており、そのため処方する人は、複雑で深刻なてんかん症候群の治療に必要な、薬の均一な強度と一貫した効き目に対し自信を持つことができる。

さらに、特定の大麻由来の化合物が食品またはダイエタリーサプリメントに使える状況にあるかどうかを FDA が検討するための道はまだ残されている。こうした製品は州間取引への導入が一般的に禁止されているが、FDA は食品やダイエタリーサプリメントにおける医薬品成分の使用を許可する権限を持っている。ただし、食品添加物や新しいダイエタリー成分に要求されるものを含め、FD&C Act の他のすべての要求事項が満たされていると判断できた場合にのみ、その可能性がある。ヘンプ植物でも CBD や THC を含まない部位に由来する食品もあり、医薬品成分の添加という問題は生じないであろうことにも留意すべきである。

FDA は本日、3 つのこうした原料の合法的な販売を推進する。外皮を除去したヘンプ種子、ヘンプ種子プロテイン、およびヘンプ種子オイルに関連する 3 つの「一般的に安全と認められる (GRAS)」通知の評価を完了したこと、および通知に記載されているような製品の使用は安全であるという企業の結論について疑問を持っていないことを発表している。したがって、他のすべての要件を満たし、病気の治療を主張していない限り、これらの製品は食品添加物の承認なしに、ヒトの食品に添加して合法的に販売することができる。

この問題への社会の大きな関心と適切なヘンプ製品の開発を促進することに対する議会の明確な関心を考慮し、近い将来パブリックミーティングを開く予定である。この会議では、大麻または大麻由来の化合物を含む製品を販売することができる合法的な経路、およびいかにこの経路をより予測可能かつ効率的にするかについての追加の情報を収集する。

FDA と大麻 (マリファナ) : Q&A

FDA and Marijuana: Questions and Answers

<https://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm421168.htm>

1) 大麻 (マリファナ) 療法は医療界の一部でどのように使われているのか?

FDA は、大麻または大麻由来の製品が、例えば AIDS 消耗、てんかん、神経因性疼痛、

多発性硬化症に関連する痙性の治療、および癌と化学療法誘発性の吐き気など、いくつかの病状に対して使用されていることを認識している。

2) なぜこれまで FDA は大麻の医療使用を認めてこなかったのか？

今日まで、FDA はいかなる症状に対しても大麻の販売申請を承認してこなかった。

FDA の役割は、FDA に提出された承認申請のデータを審査し、その医薬品が承認を得るための法定基準を満たしていることを確認することである。

FDA は 2 歳以上の患者に対し、レノックス・ガストー症候群またはドラベ症候群に関連する発作の治療薬として Epidiolex を承認している。Epidiolex には大麻に含まれる 80 以上の活性化学物質の 1 つである精製薬物カンナビジオールを含む。つまり、FDA は、この特定の医薬品がその意図された病状に対して安全かつ有効であると結論したことを意味する。

FDA はまた、AIDS 患者の体重減少に伴う食欲不振の治療を含む治療に Marinol および Syndros を承認した。Marinol および Syndros には有効成分ドロナビノールが含まれる。これは合成デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール (THC) であり、THC は大麻の精神活性成分と考えられている。もう 1 つの FDA 承認医薬品である Cesamet は、有効成分ナビロンを含有する。これは THC に類似した化学構造を持ち、合成によって製造される。

3) 医療用大麻は安全か？

4) 医療用大麻の調査に関して、FDA の役割は他の連邦機関の役割とどう違うのか？

5) FDA は医療用大麻の臨床試験に反対か？

6) FDA は大麻の効能に関してどのような調査を行っているか？

7) どうすれば患者は医療用大麻の拡張アクセスプログラムに参加できるのか？

8) FDA は、大麻製品を子供に投与することについて懸念を持っているか？

9) FDA は、妊娠中および授乳中の女性に大麻製品を投与することについて懸念を持っているか？

10) FDA の承認なしに大麻を医療目的で販売することを許可している州に対し、FDA はどう対応するのか？

11) FDA は、病状に対して使われた大麻に関して有害事象報告を受けたことがあるか。

12) THC もしくはカンナビジオール (CBD) を含む製品はダイエタリーサプリメントとして販売可能か？

いいえ。入手可能な根拠に基づき、FDA は THC および CBD 製品は FD&C Act section 201(ff)(3)(B)(i) および (ii) に定められるダイエタリーサプリメントの定義から外れると結論した。この条項に従い、(THC や CBD のような) 物質が 21 U.S.C. § 355(FD&C Act section 505)の下で承認された医薬品に含まれる有効成分である場合、もしくは新薬としての試験が認可されていて、実質的な臨床試験が実施されまたそのような試験の存在が公表されている場合、その物質を含む製品はダイエタリーサプリメントの定義からは外れる。FDA は、その物質がすでに発効された新薬臨床試験申請 (IND) の対象である場合、その物質は「新薬としての試験の認可を受けている」と見なす。FDA 規則(21 CFR 312.2)に基

づき、臨床試験がその規則に定められた特別な基準を満たさない限り、FD&C Act section 505 の対象となる製品に関するすべての臨床試験に IND が必要である。

医薬品が承認される前、または新薬臨床試験が認可される前に、その物質がダイエタリーサプリメントもしくは従来の食品「として販売されている」場合、section 201 (ff) (3) (B) (i) および (ii) には必要に応じて例外がある。しかし、入手可能な根拠に基づき、FDA は、これは THC もしくは CBD には当てはまらなると結論付けた。

FDA は、THC および CBD 製品が FD&C Act section 201 (ff) (3) (B) (i) および (ii) に基づくダイエタリーサプリメントの定義から除外されるという現在の結論を疑うようないかなる根拠も認識していない。関係者らは、この問題に影響すると考える根拠を FDA に示すことができる。FDA は継続的にこれまでに提示された情報を見直しているが、今のところ我々の結論を疑う余地はない。

13) 州間商取引において、THC または CBD が添加された食品を販売することは合法か？

いいえ。FD&C Act section 301(ii) に基づき、21 U.S.C. § 355 (FD&C Act section 505) の下で承認されている医薬品中の有効成分である物質、もしくは実質的な臨床試験が開始され、そのような試験の存在が公表されている薬物が添加されている食品（ペットフードまたは飼料を含む）を州間取引に導入する、またはそのために供給することは禁止されている。例外は存在する。医薬品が承認される前、もしくはその医薬品に係る実質的な臨床試験が開始される以前に食品で販売されていた、または、動物用飼料の場合は、飼料に使うことが承認された新規の動物用医薬品で承認された表示に従って飼料に使われている場合などである。しかし、入手可能な根拠に基づき、FDA はこれらのケースはいずれも THC または CBD には該当しないと結論付けている。したがって、THC または CBD が添加された食品（ペットフードまたは飼料を含む）を州間取引に導入、またはそのために供給することは禁止行為であると結論した。FDA は現在の結論に疑問を抱かせるような根拠は認識していない。関係者らは、この問題に影響すると考える根拠を FDA に示すことができる。FDA は継続的にこれまでに提示された情報を見直しているが、今のところ我々の結論を疑う余地はない。

14) THC に関する前の 2 つの決定をする際、FDA はなぜ THC が FD&C Act section 505 に基づいて承認された医薬品中の有効成分であると結論付けたのか。CBD に関する前の 2 つの決定をする際、FDA はなぜ実質的な臨床試験が認可されている、またはすでに開始されており、そのような試験の存在が公にされているとみなしたのか？

15) ダイエタリーサプリメントとして販売されている THC および CBD 製品に関して、FDA は執行措置を講じるか。THC および CBD が添加された食品についてはどうか？

製品が FD&C Act に違反している場合、FDA は、執行措置を開始するかどうかを決定するにあたり多くの要素を考慮する。これらの要素にはとりわけ、FDA の持つリソースおよび公衆衛生に対する脅威が含まれる。FDA はまた、連邦執行措置を開始するかどうかについての決定を下す際に、連邦および州のパートナーと協議することもある。

16) てんかんの子供へのカンナビジオールの利用について FDA はどう考えているか？

17) 子供が大麻を含むものを食べたらどうすべきか？

子供を大麻および大麻を含む製品の誤飲から保護することは重要である。FDA は、誤飲の危険を減らすために、こうした製品は子供の手の届かない場所に保管することを推奨する。子供が大麻を含む製品を食べたという合理的な疑いを持ったなら、親または世話をしている者は、特に子供が異常行動を起こしていたり、明らかに病気または気分が悪くなっていたりしている場合は外来または救急に連れていくべきである。

18) 大麻製品がペット用に販売されているのを見たことがある。それらは安全なのか？

FDA は最近、動物の病気治療のためにいくつかの大麻製品が販売されていることに気づいた。我々は動物に対する大麻のいかなる使用も承認していないことを強調したい。またこうした製品の安全性または効果についても保証できない。このような理由から、FDA はペット所有者にはこのような製品の使用には十分注意するよう警告する。

19) 自分のペットに鎮痛緩和や安楽死などの医療目的で大麻を与えることはできるか？

20) 自分のペットに大麻を与え、有害影響を被ることを心配しているのだが、どうすべきか？

21) FDA は動物の大麻に関連した有害事象報告を受け取っているのか？

そのような報告には気づいているが、FDA は有害事象報告を直接的には受け取っていない。もし動物が大麻を摂取したことによる有害事象があれば FDA に報告して欲しい。

22.) FDA はペット向け市場への大麻製品について現在何か行っているのか？

23) FD&C Act における Agriculture Improvement Act of 2018 (農業改善法) の効果とは何か？

農業改善法は、cannabis (*Cannabis sativa* L.) と定義され、精神活性物質デルタ-9-テトラヒドロカンナビノール (THC) の濃度が極めて低い (乾燥重量ベースで 0.3%未満) 大麻の類縁種であるヘンプの生産および販売に関する連邦政府の権限を変更するものである。これらの変更には、規制物質法からのヘンプの削除が含まれ、これはヘンプが連邦法の下で違法な物質ではなくなることを意味する。しかし、議会は FD&C Act および Public Health Service Act の 351 条に基づいて、大麻または大麻由来の化合物を含む製品を規制する現在の FDA の権限を明白に維持した。

2. 豆をこぼす (秘密を漏らす) : どのくらいのカフェインがとりすぎ？

Spilling the Beans: How Much Caffeine is Too Much?

December 12, 2018

<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm350570.htm>

あなたは、朝一番にコーヒーか紅茶を一杯だけ、その中のカフェインが今日一日の始まりを後押ししてくれくること願って飲む？続けてカフェイン入りの飲み物をもう一杯か二杯、それからその日一日でさらにコーヒーを何杯か、飲んだりしない？

それは問題だろうか？

FDA の科学者によると、多くの人にとってカフェインは健康的な食生活の一部であり得

るが、カフェインの取り過ぎは健康に悪影響を及ぼすかもしれない。体重や飲んでいる薬、また個人の感受性の違いなどの要素によって、「とりすぎ」の量は人によって異なる。

以下の Q&A からカフェインについてもっと学ぼう。

1) どのような種類の食品と飲料にカフェインが含まれるのか？

カフェインは、コーヒー、紅茶およびチョコレートを作る際に使用する植物に天然に存在する。また香料として使用するいくつかの植物にも含まれている。例えばガラナ、またはイェルバマテ茶 (*Ilex paraguariensis*) や *Ilex guayusa* などの南米で人気の紅茶の代用品などである。カフェインはまた食品や飲料に成分として添加されていることもある。

2) 食品や飲料にどのくらいのカフェインが含まれているかをどのようにして知るのか？

カフェインを含む飲料やダイエタリーサプリメントを含む多くの包装済み食品は、ラベル上にどのくらいのカフェインが含まれているかの情報を自主的に記載している。消費者は、食品中のカフェイン量がラベルに記載されていなくても、添加カフェインを含む包装済み食品を初めて消費する際は注意を払う必要がある。

コーヒーや紅茶などの特定の食品および飲料のカフェイン量の概算値を提供するオンラインデータベースがいくつかある。しかし、これら飲料品中のカフェイン量は、コーヒー豆や茶葉がどこでどのように栽培、加工されたかや、その製品がどのように製造されたかなどの要因によって変わる。

参考までに、カフェイン入りソフトドリンクの 12 オンス (約 350ml) 缶は、一般的に 30~40 ミリグラム、8 オンス (約 240ml) の緑茶や紅茶では 30~50 ミリグラム、8 オンスカップのコーヒーは 80~100 ミリグラム程度のカフェインを含んでいる。エナジードリンクのカフェインは液量 8 オンスにつき 40 から 250mg の幅で含まれている可能性がある。

3) コーヒーや紅茶が「カフェイン抜き (デカフェ)」となっていたら、カフェインは含まれていないという意味か？

いいえ。デカフェのコーヒーや紅茶は普通のものよりカフェイン量は少ないが、全く含まれていないわけではない。例えば、デカフェコーヒーは一般的に 8 オンスカップにつき 2~15 ミリグラムのカフェインを含んでいる。悪い方向でカフェインに強く反応する人は、こうした飲み物も完全に避けた方がいいかもしれない。

4) どのくらいのカフェインだと取り過ぎなのか？

FDA は健康的な成人の場合、一般的に危険のない、悪影響とならない量として一日 400 ミリグラムと示している。これはだいたいコーヒー4、5杯分に相当する。ただし、カフェインの効果にどれほど敏感か、またどのくらい速くカフェインを代謝 (分解) するかの両方に、幅広い違いがある。

特定の状態はカフェインの影響に対してヒトをより敏感にする傾向があり、いくつかの医薬品も同様である。さらに、妊娠中、妊娠を計画中、授乳中の場合、または他の症状や服薬を懸念する場合は、カフェインの摂取を制限する必要があるかどうかについて医療従事者に相談することを推奨する。

FDA は子供の摂取量を制限してはいないが、アメリカ小児科学会は子供や若者のカフェ

インおよびその他の刺激物の摂取は控えるべきとしている。

5) 耐容できるより多い量のカフェインを摂取したかどうかをどのように知るのか？

カフェインの過剰摂取は以下の症状を引き起こす可能性がある：

- 不眠
- いらいら
- 不安
- 心拍数の増加
- 胃のむかつき
- 吐き気
- 頭痛
- 不快感（情緒不安）

6) カフェインは健康にとって危険か？

FDA は発作のような有害影響は、約 1,200 ミリigram のカフェイン、または純粋なカフェインをテーブルスプーン（大さじ） 0.15 杯を短時間で消費することで起こり得ると推測している。

純粋カフェインおよび高濃縮カフェイン製品は公衆衛生上重大な脅威であり、ここ数年の間に米国で少なくとも 2 人の死亡を引き起こしている。（4 月に FDA はこうした製品から消費者を守るための措置を講じた。）

一般的にダイエタリーサプリメントと表示されるこれらの製品は、粉末や液状の純粋もしくは高濃縮カフェインからなり、しばしば一つの容器に多いときは数千回分にもなる量が入った大容量パックで販売され、有毒となる、あるいは致死量にすらなる大容量製品の中から消費者が安全な分量を測り取って使用する必要がある。

カフェインの過剰摂取のリスクは、製品中のカフェイン濃度が増加するにつれて増え、高濃縮製品であればたとえ少量でも危険な影響が出る可能性があることを意味する。たったティースプーン（小さじ）一杯の粉末状の純粋カフェインがコーヒー 28 杯と同じ量のカフェインを含み、1/2 杯の液状高濃縮カフェイン製品がコーヒー 20 杯以上に相当するカフェインを含むこともある。これは、死亡も含む重大な健康懸念ともなり得る有害な量である。

7) 子供がカフェインを摂取するのは大丈夫か？

子供のカフェイン摂取については、医療従事者に相談することを推奨する。

8) カフェインをたくさん飲むことは睡眠の代用となるか？

いいえ。カフェインは刺激物であり、人をより注意深く、目のさえた状態にするかもしれないが、これは睡眠の代用とはならない。一般的に、身体は摂取したものの半分を代謝するのに 4 時間から 6 時間かかる。つまり、夕飯時に飲んだ一杯のコーヒーで、夜眠れないこともある。

9) どのように不快な副作用を引き起こすことなくカフェインを減らすことができるか？

カフェインを含む飲み物を毎日飲むことに慣れていて、かつカフェイン量を減らしたい

場合、徐々に行うのが良いだろう。突然やめると、頭痛、不安、イライラといった禁断症状を引き起こす可能性がある。オピオイドやアルコールの禁断症状と違い、カフェインの禁断症状は危険とは考えられていないが、不快ではあるかもしれない。どのように量を減らしていくかは医療従事者に相談するのが良いだろう。

3. 食べるべきか食べるべきでないか：食品の装飾製品は安全でない可能性がある

To Eat or Not to Eat: Decorative Products on Foods Can Be Unsafe

12/14/2018

<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm628260.htm>

あなたのもうすぐ 6 歳になる子供が、誕生日会に虹やユニコーン、プリンセスで飾られた精巧なケーキを作って欲しいと言う。あなたはネットでケーキの装飾動画を見つけたが、安全に食べられるものなのかと不安に思う成分が使われている。

FDA はあなたに、食品用に販売されている装飾用のグリッターや粉末には、実際のところ、食べるべきでない成分が含まれていることに気付いて欲しいと願っている。

多くの装飾用グリッターや粉末は、インターネット、手芸店、ベーカリー用品店で、ラスター・ダスト、ディスコ・ダスト、トゥインクル・ダスト、スパークル・ダスト、ハイライター、シマー・パウダー、パール・ダスト、ペタル・ダストなどの名前で販売されている。その上、様々なネット上のハウツー動画やブログ、記事が、ケーキ、カップケーキ、ケーキポップなどの食品の装飾にこれらのグリッターや粉末の使用を推奨している。

なかには食べることができ、食品用に特別に製造されたグリッターや粉末も存在する。こうした製品は安全に食べられる成分から作られている。しかし、他のものはそうではないかもしれない。

食べられるものと食べられないものをどのように見分けるか？

何が食べられ、何が食べられないかを見分けるために出来る簡単なこと：

- 食品に使おうと考えている装飾用製品の表示を注意深く確認する。食べられるグリッターや粉末を製造する企業は、法律によってラベルには成分リストを含めることが求められている。
- 食べられるグリッターや粉末の一般的な成分には、砂糖、アカシア（アラビアゴム）、マルトデキストリン、コーンスターチ、またマイカ系真珠光沢顔料や FD&C Blue No.1 などの FD&C カラーといった食品添加物として特別に認可された着色料などがある。
- 食べられるグリッターや粉末はまた、ラベルに「食用（edible）」と表示されている。ラベルにはただ“毒でない”や“装飾目的のみ”と書かれ、成分リストが記載されていない場合は、食品に直接使用するのは避けるべきである。
- 食べられない装飾品で食品を飾ることにするならば、その食品を出して食べる前に確実に装飾を取り除くこと。

お店の人と話そう

自分で焼くのではなく、買う？

お店の人と商品に使用する装飾品の種類について話そう。彼らは全て食べられる成分で商品を作っているだろうか。疑わしい場合は、それが食べられるものかを確認するために、装飾品のラベルを確認させてもらおう。そしてインターネットで売られているグリッターや粉末製品について情報をもらおう。商品を購入する前に、製造元からの成分情報の提供を依頼しよう。

業務用パン・焼き菓子製造業者への注意

FDA は全てのパン・焼き菓子製造業者に対し、連邦食品医薬品化粧品法に従い、FDA の規則に適合した食品を製造する責任は食品製造業者にあることを注意喚起する。安全でない成分を含む食品の製造業者は、FDA から市場から安全でない製品を排除するための執行措置を受ける可能性がある。

4. FDA は栄養とサプリメントの成分表示の技術的改訂に統一の法令遵守日を発表

FDA Issues Uniform Compliance Date, Technical Amendments on Nutrition and Supplement Facts Labeling Rules

December 19, 2018

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm628766.htm>

2019 年と 2020 年に発表された食品表示規制については、2022 年 1 月 1 日を統一法令遵守日とする。ただし 2019 年 1 月 1 日より前に最終規則に遵守日が示されているものについては適用外である。

5. 抗菌剤管理が改善したことを反映する食用動物への抗菌薬の販売/配布が低下しているという FDA の 2017 年の報告についての Scott Gottlieb 長官の声明

Statement from FDA Commissioner Scott Gottlieb, M.D. on the FDA's 2017 report on declining sales/distribution of antimicrobial drugs for food animals, a reflection of improved antimicrobial stewardship

December 18, 2018

<https://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm628737.htm>

今年初め FDA の AMR 対策 2019 戦略を発表した。そして今日 CVM (Center for Veterinary Medicine) が、食用動物に使うための抗菌剤の販売/配布 2017 要約報告書で、2016 年から 2017 年の間に医学的に重要な抗菌剤の動物への使用のための販売と配布が 33%減ったことを嬉しく思う。ピークだった 2015 年からは 41%減である。9 月には 2019 ~2023 年の 5 ヶ年行動計画を公表し、今後 5 年間に FDA が取り組む予定の追加ステップを示している。

●米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. FSIS は公衆衛生を守るために達成したことを強調

FSIS Highlights Accomplishments in Protecting Public Health

Dec. 21, 2018

<https://www.fsis.usda.gov/wps/portal/fsis/newsroom/news-releases-statements-transcripts/news-release-archives-by-year/archive/2018/nr-122118-01>

USDA の食品安全検査局 (FSIS) は本日、食肉、家禽、加工卵製品の安全性を確保することで公衆衛生を守った 2018 年の重要な成果を発表した。

「FSIS は 2018 年に 1 億 6,000 万頭以上の家畜と 94 億 7,000 万以上の家禽のと体を査察し、690 万件以上の食品安全と食品防御のための業務を行った」と Carmen Rottenberg は言った。

- ・ 食品由来疾患に標的を定める
- ・ 協力
- ・ 近代化
- ・ ナマズ目査察
- ・ 外国の監視の同等性と輸入再検査計画
- ・ アウトリーチ
- ・ 新興技術
- ・ 次の段階

2. USDA は 2017 年次農薬データ計画要約を発表、米国の食品は世界で最も安全なもののひとつ

USDA Releases 2017 Annual Pesticide Data Program Summary, U.S. Food Supply is Among the Safest in the World

December 17, 2018

<https://www.ams.usda.gov/press-release/usda-releases-2017-annual-pesticide-data-program-summary-us-food-supply-among-safest>

USDA は 2017 年 PDP (Pesticide Data Program) 年次要約を公表した。要約によると、残留農薬を検査した検体の 99%以上が EPA が設定した基準値を下回った。

*USDA Annual Pesticide Data Program 2017

<https://www.ams.usda.gov/sites/default/files/media/2017PDPAnnualSummary.pdf>

第 27 回目となる 2017 年 PDP では、次の 10 州からサンプルを入手した：カリフォルニア州、コロラド州、フロリダ州、メリーランド州、ミシガン州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オハイオ州、テキサス州、ワシントン州。検査する農薬と品目は、乳幼児が摂取する食品の種類及び量と EPA が必要とするデータを考慮して選択した。

検体の総数は 10,541 で、うち生鮮及び加工品の果実・野菜が 83.1%、蜂蜜 3%、乳 6.7%、

ボトル入り飲料水 7.2%であり、国産品が 72.4%、輸入品が 26.0%、複数国品が 1.1%、原産国不明が 0.5%であった。

全検体のうち 99%以上で EPA が設定したトレランスを下回り、53%は不検出であった。トレランスが設定されていない農薬が検出されたのは、検査した 9,785 検体のうち 3.3% (320 検体)であった。トレランス超過が確認されたのは、アスパラガスのシペルメトリン、ジメトエート、メタミドホス、オメトエート、クランベリーのフェノトリン、キュウリのクロルフェナピル、メタミドホス、メソミル、ケールのラムダ・シハロトリン、デルタメトリン、メタラキシル/メフェノキサム、テブコナゾール、タマネギのアセフェート、スナックエンドウのシペルメトリン、デルタメトリン、テトラヒドロフタルイミド (THPI)、チアメトキサム、デルタメトリン。

● NIH (米国国立衛生研究所) のダイエタリーサプリメント局 (ODS : Office of Dietary Supplements) <http://ods.od.nih.gov/>

1. 消費者向けファクトシート更新

ビオチン (Biotin)

Updated: December 8, 2017D

<https://ods.od.nih.gov/factsheets/Biotin-Consumer/>

2. The Scoop 消費者向けニュースレター 2018 冬

The Scoop - Winter 2018

New Supplement Facts Labels—What You Need To Know

https://ods.od.nih.gov/News/The_Scoop_-_Winter_2018.aspx

- 新栄養表示ラベル、ダイエタリーサプリメントのサプリメント表示ラベルの改訂は、ビタミン D、ビタミン C、カリウム、及びビタミン B12 を含む多くの栄養素の 1 日の摂取量について改訂がなされた。
- 研究により魚油とビタミン D のサプリメントは、心臓血管の疾患やがんを予防しないと示された。
- ダイエタリーサプリメントと表示された製品の中には表示されない医薬品が入っているものがあつた。

【FDA】表示されていない成分が含まれていた製品リスト

Tainted Products Marketed as Dietary Supplements

https://www.accessdata.fda.gov/scripts/sda/sdNavigation.cfm?sd=tainted_supplements_cder

検出された成分：フェノールフタレイン、シブトラミン、シルデナフィル、タダラ

フィル、ステロイド、イブプロフェン、インドメタシン、他。

3. 研究が赤肉を頻繁に食べることと心疾患に関連する化学物質の濃度が高いことを関係づける

Study links frequent red meat consumption to high levels of chemical associated with heart disease

Monday, December 10, 2018

<https://www.nih.gov/news-events/news-releases/study-links-frequent-red-meat-consumption-high-levels-chemical-associated-heart-disease>

研究で得られた知見は赤肉食に由来するトリメチルアミン *N*-オキシド (TMAO) の血中濃度が 3 倍になることを明らかにしたが、食事の影響は可逆的である。

● 米国消費者製品安全委員会 (CPSC : Consumer Product Safety Commission)

<http://www.cpsc.gov/>

1. GNC は子どもが開けられない基準に従わない Women's Iron Complete サプリメントをリコール ; 中毒リスク

Women's Iron Complete Supplements Recalled by GNC Due to Failure to Meet Child Resistant Closure Requirement; Risk of Poisoning

December 19, 2018

<https://www.cpsc.gov/Recalls/2019/Womens-Iron-Complete-Supplements-Recalled-by-GNC-Due-to-Failure-to-Meet-Child-Resistant-Closure-Requirement-Risk-of-Poisoning>

このダイエタリーサプリメントはブリスター包装であり、連邦法の要件を満たしておらず、子どもにとって安全でないためリコール対象とする。CPSC は、消費者やその家族を様々なハザードのある製品から保護し、望まれないリスクから守る取り組みをしている。

(注 : 子供が簡単に開けることができ鉄過剰摂取による中毒を起こす危険性があるため)

● カナダ食品検査庁 (CFIA : Canadian Food Inspection Agency)

<http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml>

1. カナダ人のための安全な食品規制

Safe Food for Canadians Regulations

<http://www.inspection.gc.ca/food/sfcr/eng/1512149177555/1512149203296>

2019年1月15日発効の新しい規制について。各種リソースへのリンクを掲載。

- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)
<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

- Notification Circular 69-18

18 December 2018

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular6918.aspx>

認可及びフォーラム通知

- ・ ワインの食品添加物としてのポリアスパラギン酸カリウム
申請却下
- ・ 未殺菌ミルクで作った英国農場風チェダーチーズ（の輸入販売）
- ・ チーズの製造に未殺菌ミルクを使うこと

- Notification Circular 70-19

3 January 2019

<http://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/NotificationCircular7019.aspx>

新規申請及び提案

- ・ 加工助剤としての *Trichoderma reesei* 由来キシラナーゼ
-

- オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

Beefit capsules

19 December 2018

<http://www.tga.gov.au/alert/beefit-capsules>

TGA 検査により、Beefit カプセルに表示されない成分シブトラミンを検出した。製品写真あり。

-
- ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 貝のバイオトキシン警告 – Granville Point and Cape Karikari

Shellfish biotoxin alert – between Granville Point and Cape Karikari

08 Jan 2019

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-between-granville-point-and-cape-karikari/>

MPI は北島地域の Granville Point と Cape Karikari (Whakapouaka)の間の地域における貝の捕獲あるいは消費をしないよう市民に公衆衛生警告を出した。Houhora 及び Rangaunu Harbours を含む。

* 警告海域 : Shellfish biotoxin alerts

<https://www.mpi.govt.nz/travel-and-recreation/fishing/shellfish-biotoxin-alerts/#map-granville-point>

-
- 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

1. マスタード漬けに基準超過の保存料が検出され、食品表示規則に違反

Pickled mustard sample detected with excessive preservative and in breach of food labelling regulations

Tuesday, December 18, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20181218_7267.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、中国産マスタード漬けに基準値超過の二酸化硫黄の保存料が検出され、食品ラベルに保存料の表示がないことが分かったと発表した。検査において、基準値 100 ppm のところ 438 ppm の二酸化硫黄を検出した。

2. 包装済みオート麦ラップサンド生地に許可されない保存料が検出された

Prepackaged oat wrap sample detected with non-permitted preservative

Tuesday, December 18, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20181213_7262.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、オーストラリア産のオート麦ラップサンド生

地に、パン類製品に添加が許可されていない保存料であるソルビン酸を含み、かつ食品ラベルに表示がなく食品表示規則に違反していることが分かったと発表した。検査において、2,090 ppm のソルビン酸を検出した。

3. ハスの実キャンディに基準超過の保存料が検出された

Sample of candied lotus seed detected with excessive preservative

Friday, December 21, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20181221_7274.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、ハスの実キャンディに基準値超過の二酸化硫黄の保存料が検出されたと発表した。検査において、基準値 500 ppm のところ、1,190ppm の二酸化硫黄を検出した。

4. 乾燥エビと生の豚肉に二酸化硫黄が含まれることを確認

Dried shrimp sample and fresh pork sample found to contain sulphur dioxide

Thursday, December 27, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20181227_7278.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、乾燥エビに基準値超過の二酸化硫黄（保存料）が、また生の豚肉には使用が禁止されている二酸化硫黄が検出されたと発表した。検査において、それぞれ 72 ppm（基準値 30 ppm）、14 ppm の二酸化硫黄を検出した。

5. 違反結果

● 野菜サンプル 2 つに基準値超過の残留農薬が検出された

Excessive pesticide residues found in a 2 vegetable samples

Thursday, December 20, 2018

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20181220_7269.html

食品安全センターが検査したところ、Flowering white cabbage にフルアジナムが 0.08 ppm（基準値 0.01 ppm）、中国ケールにジメトモルフが 2.84 ppm（基準値 2 ppm）検出された。

● Goat's Milk Beverage Powder が栄養表示規則に違反している

Goat's Milk Beverage Powder not in compliance with nutrition label rules

Tuesday, January 2, 2019

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20190102_7286.html

食品安全センターが検査したところ、マレーシアの Bonvitas の「Goat's Milk Beverage Powder」において、表示された含有量は、タンパク質: 8.8g/100g、食物繊維: 3.4g/100g、カルシウム: 558mg/100g、鉄分: 0.53mg/100g、リン: 762mg/100g、マグネシウム: 97mg/100g、銅: 0.037mg/100g、亜鉛: 3mg/100g、マンガン: 0.051mg/100g、ビタミン B1:

34.3mg/100g、ビタミン B2: 2.3mg/100g、葉酸: 24.2mg/100g であるところ、検出された含有量は、タンパク質: 4.2g/100g、食物繊維:未検出、カルシウム: 130mg/100g、鉄分: 0.1mg/100g、リン: 190mg/100g、マグネシウム: 16mg/100g、銅:未検出、亜鉛: 0.45mg/100g、マンガン: 8ug/100g (i.e. 0.008mg/100g)、ビタミン B1:未検出、ビタミン B2: 82ug/100g (i.e. 0.082mg/100g)、葉酸: 未検出であった。

● インド食品安全基準局 (FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India)

<http://www.fssai.gov.in>

1. ガイダンスノート No.7 「照射食品は安全：その周辺の神話を否定する」

Guidance note No.7 related to "Irradiated Food is safe: busting myths around it".
(Uploaded on: 24.12.2018)

https://fssai.gov.in/dam/jcr:0057aa39-62c2-4a14-8059-bcf2b26e3f4d/Guidance_Note_Irradiated_Food_Safe_24_12_2018.pdf

食品の照射は、食品に管理されたイオン化放射線を与えて微生物による変敗を防ぎ、寄生虫・病原体を破壊し、保存期間を延長する。そのため食品の安全性と安全保障と国際取引の向上に使われる。インドは 2000 年以降照射スパイスや乾燥成分をいくつかの国に輸出している。2007 年には、検疫のため米国に輸出されるインド産マンゴーは放射線照射が義務化された。ニュージーランドは、オーストラリアからいくつかの熱帯果物を照射後輸入している。中国は、世界最大の食品照射施設数を持ち食品安全と食品安全保障のために最も多くこの技術を使用している。インドでは、一ダース以上の照射施設が建設されている。コーデックスでは、1983 年に「照射食品に関する一般規格」と「照射施設の操業のための国際実施規範」を採択している。

照射には以下のような利点がある：

- ・食品の変化を最小限におさえる、何も加えない物理的手法である
- ・燻蒸剤や化合物に比べて極めて有効性が高い
- ・有害な残留物は残さない
- ・包装済み食品でも、バルクでも使用できる
- ・熱を生じないので食品を自然の形態に保存する
- ・食品の、熱に弱い芳香を破壊しない
- ・労働者に安全で環境に優しい

一般からの認識には問題がある。放射線は原子力の破壊的力と結びつき、間違った情報による神話や誤解が多い。混乱は照射とチェルノブイリや福島のような食品の放射能汚染の区別ができないことから始まる。食品照射施設ではヒトが暴露されないように安全対策をとっている。

2. 中国からの乳及び乳製品の輸入禁止に関連する文書

Letter related to Ban on Import of Milk and Milk products from China. (Uploaded on: 21.12.2018)

https://fssai.gov.in/dam/jcr:577cf3d4-3b03-423f-b6f0-449aed4bb298/Letter_Import_Milk_China_21_12_2018.pdf

2008年に（メラミン混入事件をきっかけに）課せられ何度も延長された後、2018年12月23日を期限としていた中国からの乳及び乳製品の輸入禁止をさらに4か月延長する。

● その他

EurekAlert

伝統薬の研究はサハラ以南のアフリカで現代医薬品があるにもかかわらず使用が多いことを発見

Study of traditional medicine finds high use in Sub-Saharan Africa despite modern medicine

18-Dec-2018

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2018-12/uots-sot121718.php

BMJ Global Health に発表されたサハラ以南のアフリカでの伝統的補完代替医療（TCAM）の使用に関する系統的レビュー。相当多く使われていてその理由は「普通の医薬品」が手に入らないから、だけではない。ナイジェリアとエチオピアでは94%までがTCAMを使用、平均は60%弱。最も多いのはハーブなどで次が信仰に基づくヒーリング。利用者は一般的に社会経済的地位と教育レベルが低い可能性が高い。医療提供者には使っていることを伝えていない。普通の医療が使えるようになるとTCAMも同時に増えることが観察されている。

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室